官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一
○モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六四）　四
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六五）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一一八二～一一九〇）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**国土交通**一〇六一）
○直轄砂防工事が終了した件（**同**一〇六二）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一〇六三）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇六四）
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**同**一〇六五）
○都市計画に関する件（**同**一〇六六、一〇六七）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二〇二、二〇三）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一〇六、一〇七）
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**八五、八六）
〔人事異動〕
人事院　法務省
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（財務省・国土交通省）関係
会社その他

その他告示

○外務省告示第二百六十三号

令和八年七月二日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の令和二年一月九日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになったマニラ首都圏主要橋梁（りょう）耐震補強計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十二月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年八月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

○外務省告示第二百六十四号

令和八年六月三十日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億八千万円
3　贈与の供与期限　令和十年六月三十日
4　署名者
日本側　井川原賢在モンゴル大使
モンゴル側　メンドサイハン・ザグドジャブ大蔵大臣

令和八年八月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

○外務省告示第二百六十五号

令和八年七月八日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与等の限度額　四億千六百万円
3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日
4　署名者
日本側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和八年八月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道亀田郡七飯町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県石川郡平田村大字九生滝字小綱木二八〇、二八五、二八九、二九〇、字大道七五七、七六一、字数河内一九六、一九七、大字永田字山ノ内一七〇から一七四まで、大字西山字草場五九一、五九二、字真弓二〇八、大字東山字地我一一八、一二〇、一二二、字宮ノ田和一五一、大字上蓬田字切山一四、大字下蓬田字古寺一八の一